

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験

（民法）

解答用紙は問題ごとに分かれていますので、注意すること。

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけません。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけません。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけません。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できません。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、第1問が2枚1組、第2問が2枚1組の計4枚である。解答用紙の左上にそれぞれ問題番号が記載されているので、必ず対応する解答用紙に解答を記入すること。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 必要がある場合は、各問につき1枚に限り解答用紙の追加配付を受けることができる。追加の解答用紙を必要とする場合は、手を挙げて監督者に知らせること。追加の用紙には、問題番号の記入欄に問題番号を記入のうえ、受験番号欄に受験番号を記入すること。なお、用紙の追加配付を受けられるのは、「法律科目試験（民法）」のみである。
8. 解答は、ペンまたは鉛筆で記入すること。
9. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
10. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
11. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
12. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
13. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
14. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
15. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(民法)

第1問 (50点)

Xは、20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ公然と、ある土地（甲土地）を占有してきた。甲土地は、Xが占有を開始した時点ではAの所有であり、登記もA名義でなされていたが、その後AからBへ、さらにBからCへと譲渡され、登記もAからBを経てCへと移転されており、Xの20年の取得時効が完成した時点の登記名義人はCであった。

以上の事実関係を前提として、次の（1）～（3）の各問に順次答えよ。

（1） いわゆる「時効と登記」の問題については、さまざまな考え方がありうるが、時効による不動産所有権の取得にも民法177条が適用されるとの見解に立つ場合、Xは登記を具備するためには誰を被告として、どのような内容の請求をすることになるか。

（2） あなたが（1）で答えた内容は、時効による所有権の取得を原始取得であると理解し、かつ、「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」との民法の規定に照らすとき、問題はないのだろうか。

（3） 「時効と登記」に関する判例の規律（準則）は、時効による所有権取得を原始取得であると理解し、かつ、「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」との民法の規定に照らすとき、問題はないのだろうか。

取得時効についてのあなたの考え方を述べ、その立場から判例の規律に対するあなたの考え方を述べよ。

2008年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

（民 法）

第2問（50点）

Xは、A所有の建物（以下、「本件建物」という。）を1,100万円をAから購入し、代金のうち700万円をAに支払ったが、残額400万円については、本件建物上に設定されていた抵当権の登記の抹消および所有権移転登記と引換えに支払うことが定められていた。この抵当権は、AのBに対する800万円の債務を担保するためのものであった。

Aは、他にみるべき資産を有していないのに上記800万円の抵当債務に対する代物弁済として時価1,000万円の本件建物をBに譲渡し、全くの無資力となった。Bは抵当権登記の抹消手続を済ませた上で、本件建物を900万円でYに売却し、中間省略登記によりAからYへの所有権移転登記がなされた。

XはYを被告として詐害行為取消訴訟を提起したいと考えている。

以上の事実を前提として、次の（1）～（3）の各問に順次答えよ。

（1） Xは、詐害行為取消訴訟の原告となることができるか。できるとすればその理由を、できないとすればその理由を説明せよ。

（2） 本事案において詐害行為として取消しの対象となる行為はどれか。

（3） 本事案において詐害行為の要件がすべて充足されている場合、現在の判例理論によれば、判決の内容はどのようなものとなるか。

Xは本件建物の登記を取得することができるか。